

仕 様 書

環境政策局適正処理施設部施設管理課

(担当 高内、上田 222-3964)

件 名	京都市西部圧縮梱包施設自家用電気工作物保安管理業務委託
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
契 約 条 件	<p>1 低圧監視装置 乙は、保安管理業務の実施に伴い、低圧絶縁監視装置を設置すること。</p> <p>2 支払方法 以下のとおりとする。</p> <p>(1) 委託料について、甲は、3か月ごとに、既済部分の代価に相当する額を支払うものとする。</p> <p>(2) 乙は、委託業務の実施に先立ち、前項で示す期間ごとに、乙が実施する業務及びその経費を示した内訳書を甲に提出するものとする。</p> <p>(3) 乙は、業務の日程等の変更に伴い、内訳書に変更が生じた場合は、速やかに内訳書を変更し、甲に提出するものとする。</p> <p>甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に乙に当該請求額を支払うものとする。</p> <p>詳細は、別添「京都市西部圧縮梱包施設自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」のとおり</p>

京都市西部圧縮梱包施設
自家用電気工作物保安管理業務委託
仕様書

第1条（総則）

この仕様書は、「京都市西部圧縮梱包施設自家用電気工作物保安管理業務委託」の委託契約書に基づく仕様書である。

第2条（目的）

この仕様書は、電気事業法第43条第1項に基づく同施行規則第52条第2項の規定により、京都市（以下「甲」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託するにあたり、委託契約書を補うと共に、請負人（以下「乙」という。）が実施すべき事項に関する仕様を定めることを目的とする。

第3条（用語の定義）

この仕様書において使用する用語は、委託契約書、電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第4条（契約に係る要件）

- 1 乙は、施行規則第52条の2の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に規定する要件を満たしていることとし、この契約により委託する事業場（以下「委託事業場」という。）が複数である場合を含め、そのすべての委託事業場について外部委託承認を得られる要件を満たしていること。
- 2 乙は、前項の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに甲に報告すること。

第5条（委託事業場の概要）

委託事業場の概要は、別紙1のとおりとする。

第6条（委託する事項）

甲の保安規程（別添）に基づき、甲が乙に委託する保安管理業務は、次の各号の業務とする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験の実施に関すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における調査及び試験に関すること。また、必要に応じて電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法その他関係法に定める官庁検査の立会いに関すること。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣等への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (7) 電気工作物の維持及び運用に必要な資料を作成すること。
- (8) 電気工作物の維持及び運用の保安についての助言及び指導に関すること。
- (9) 保安規程の内容に変更が必要な場合は、経済産業大臣等への保安規程変更届出書等の作成及び提出を行うこと。保安規程の変更届出を行った場合は遅滞なく甲に報告すること。
- (10) 電気工作物が廃止される場合は、経済産業大臣等への廃止届の作成及び提出を行うこと。

第7条（点検方法および頻度）

第6条第1項に定める定期的な点検、測定及び試験の実施は、別紙2のとおりとする。

第8条（連絡責任者等）

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を、乙に連絡するための連絡責任者を選任するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるものとする。
- 3 甲は、連絡責任者又は代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

第9条（甲の通知義務）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更が生じた場合
- (2) 事業場の名称及び所在地の変更が生じた場合
- (3) 連絡責任者及びその代務者を選任した時及びこれに変更が生じた場合
- (4) 電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (5) 委託事業場の電気工作物に変更の工事の予定がある場合

第10条（保安業務担当者等）

- 1 乙は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）を選任するものとする。
- 2 保安業務担当者は、施行規則に適合する者とする。

- 3 乙が、施行規則第52条の2第1号に掲げる事業者の区分（以下「個人事業者」という。）に属する場合、保安業務担当者は、病気又は甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、乙の指定する電気事業法に基づく電気主任技術者免状の交付を受けた者（以下「代行者」という。）をもって、保安管理業務を代行させることができるものとする。
- 4 乙が、施行規則第52条の2第2号に掲げる事業者の区分（以下「法人」という。）に属する場合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 乙は、保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）について、氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を書面をもつて甲に報告すること。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- 6 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- 7 甲は、乙と委託契約を締結するにあたり、乙の保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。
- 8 保安業務担当者等及び補助者は点検等を行う際、甲に身分証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第11条（業務管理）

- 1 保安業務担当者は、業務の技術上の管理を司るほか、業務の実施中は契約の履行に関し業務現場において、その運営及び取締りを行う。
- 2 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、保安業務担当者が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が設けられた場合は、これに協力する。
- 3 乙は、業務現場において業務に関し、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
- 4 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について、関係法令に従い適切に処置するとともに特に次の各号を守らなければならない。
 - (1) 第三者に災害をもたらしてはならない。
 - (2) 公害の防止に努める。
 - (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害の発生するおそれのある場合の処置については、甲と協議する。
- 5 乙は、業務の実施に伴い、機器等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 6 乙は、業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付けを行う。

第 12 条（委託範囲の原則）

保安業務担当者は保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所で危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第 13 条（低圧絶縁監視装置）

- 1 乙は、保安管理業務の実施に伴い、低圧絶縁監視装置を設置すること。ただし低圧絶縁監視装置とは、低圧電路（440V以下）の絶縁状況を、乙の情報監視センター等において24時間監視する装置である。

- 2 低圧絶縁監視装置から警報が出た場合（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下、「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、保安業務担当者等に指示し、次の各号の措置を行うものとする。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。
- 3 低圧絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験鉗による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上（年度当初）行うこと。また、常に正常に稼働するように乙の責任の下でメンテナンスを行うこと。
- 4 乙は、この契約が消失したときは低圧絶縁監視装置を撤去すること。
- 5 甲は、低圧絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯配線等既設設備の利用について便宜を供する。
- 6 低圧絶縁監視装置の仕様及び設置は、次の各号による。
 - (1) 対象 低圧回路・24時間監視
 - (2) 検出方式 Igr方式又はIo方式
 - (3) 検知箇所 各変圧器のB種接地工事接地線
 - (4) 許容誤差 警報に対する装置の許容誤差は±10パーセント以内とする。
 - (5) 伝送方法 警報が出た場合は、その警報を乙に自動的に伝送して警報し、かつ記録するものであること。

第14条（費用負担）

次の各号については、乙の負担とする。

- (1) 点検、測定及び試験に伴う一切の費用
- (2) 機械器具等に要する費用
- (3) 業務に必要な消耗部品、材料及び油脂等の費用
- (4) 関係官庁への諸手続き及び報告に要する費用
- (5) 点検報告書等、甲への報告に要する費用
- (6) 応急処置の費用
- (7) 絶縁監視装置の費用
- (8) 縁監視装置の設置及び撤去に伴う費用
- (9) 絶縁監視装置の通信に係る一切の費用

第15条（連絡方法等）

- 1 乙は、甲からの連絡のため、保安業務担当者が勤務する事務所に電話を所有し、かつ、保安業務担当者が不在の場合において、居所に確実に連絡できる連絡体制を定めること。

- 2 乙は、業務に先立ち、甲に対し、前項の事務所の所在地、電話の番号及び連絡体制をあらかじめ書面で提出すること。

第 16 条（日程等）

- 1 乙が定期的に行う点検の日程及び時間帯については、連絡責任者と協議のうえ、決定すること。
- 2 甲及び乙は、前項により決定した後、日程等に変更が生じた場合は速やかに通知すること。

第 17 条（停電作業）

乙は、点検、測定及び試験等のために、電路を停電させる必要がある場合は、停電の範囲などを甲に連絡し、協議すること。

第 18 条（報告）

- 1 乙は、保安業務担当者等が行う点検等の終了時に点検報告書を、甲に提出すること。
- 2 点検報告書の様式は、電気事業法に基づき甲が定めた保安規程の様式以外は、原則として乙の様式とするが、甲にあらかじめ見本等を提出し、承諾を受けるものとする。
- 3 乙は、点検等の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは図面、写真等を点検報告書に添付するとともに、修理、改造等を連絡責任者に修理・改造等を指示又は助言すること。
- 4 年次点検報告書には、電気工作物の配置図（P D F 形式）、単線結線図（P D F 形式）、機器台帳（マイクロソフト社エクセル形式）の電子データを添付することし、配置図及び単線結線図は保安規程で規定する様式、機器台帳は甲の指定する様式で作成すること。
- 5 乙は、あらかじめ甲と協議した期間ごとに、委託事業場の不具合項目をまとめた報告書を作成し、甲に提出すること。
- 6 乙が、甲に提出する報告書等の部数は、原則として2部とする。ただし、甲の求めがあった場合はこの限りではない。

第 19 条（記録の保存）

- 1 甲乙共に定期的に行う点検の結果を確認及び記録し、3年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が3年を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。
- 2 甲は、乙に記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第 20 条（緊急時の措置）

電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、保安業務担当者が実施すべき事項は、次の各号による。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがあることを知った時から、1 時間以内に当該事業場に到着すること。やむを得ない事情がある場合でも、2 時間以内には必ず到着すること。
- (2) 甲乙協議により、あらかじめ定めた関係各所に必要な連絡を行うこと。
- (3) 現状を確認のうえ、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行うこと。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったものに処置を行わせるものとする。
- (4) 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置について、指示又は助言を行う。また、電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。

第 21 条（機械器具等）

1 乙は、施行規則第 52 条の 2 第 1 号ハ及び第二号ロに規定されている機械器具を所有し、定期の校正試験、誤差確認試験等により適正に保つこと。

なお、委託事業場が、太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場のみの場合、騒音計、振動計、回転計を所有することを要しない。また、乙が、必要な場合に使用し得る措置を講じている場合には、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を所有することを要しない。

2 乙は、絶縁用保護具等を所有すること。また、それらを、労働安全衛生規則に基づく定期自主検査及び使用前点検により適正に保つこと。

3 乙は、第 1 項により実施した試験記録を 1 年間、第 2 項により実施した検査記録及び点検記録を 3 年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が本仕様書で規定する保存年数を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。

4 甲は、乙に前項の記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第 22 条（協力義務）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- 2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について、乙の意見を尊重するものとする。

3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第 23 条（関連業務の調整）

- 1 甲は、乙の業務及び甲の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により必要と認める場合、乙に立会い等を求めることができる。

第 24 条（業務の引継ぎ）

乙は、業務の完了に伴い、甲が保安管理業務を他の第三者と締結した場合は、甲の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎを行うこと。

第 25 条（契約の解除）

- 1 甲は、委託事業場のすべてが次の各号のいずれかに該当した場合、契約を解除することができる。
 - (1) 委託事業場の電気工作物が廃止された場合
 - (2) 委託事業場の電気工作物が一般用電気工作物となった場合
 - (3) 受電電圧が 7,000 ボルトを超えた場合
 - (4) 発電所の出力が 1,000 キロワットを超えた場合
 - (5) 構外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトを超えた場合
- 2 甲は、前項の場合、契約金額を変更するものとする。その場合、契約金額を月割りし、点検を実施した月までの金額を支払うものとする。

第 26 条（契約の変更）

- 1 甲は、次の各号に掲げる委託事業場の数の区分に応じ、当該各号の場合において契約を変更することができるものとする。
 - (1) 委託事業場の数が一の場合
 - ア 設備容量を変更した場合
 - イ 受電電圧を変更した場合
 - ウ 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
 - エ 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
 - オ 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧を変更した場合
 - カ 保安規程を変更した場合
 - (2) 委託事業場の数が二以上の場合
 - ア 委託事業場の一以上が前号のアからカに該当した場合
 - イ 委託事業場の一以上全数未満が第 25 条の各号に該当した場合

2 甲は、前項の場合、変更内容に応じ契約金額を増減するものとする。

第 27 条（支払条件）

本件について、施行規則第 52 条第 2 項の規定による、経済産業大臣の承認が得られたことを甲が確認した後、適正な請求に基づき、契約金額を支払う。

第 28 条（損害賠償）

1 甲は、次の各号のいずれかの規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の要件を満たさなかったとき。
- (2) 第 4 条第 1 項の要件を満たさないこととなったとき。
- (3) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
- (4) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
- (5) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- (6) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になつたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

2 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

4 甲は、第 1 項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了しないまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

5 第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

6 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

第 29 条（その他）

乙は、点検等により、立ち入る場所については、あらかじめ連絡責任者と協議しておくこととする。

特記事項

予算が減額された場合等の途中解約

- 第1条 委託者は、翌年度以降において委託料にかかる歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 第2条 前条の規定により委託者がこの契約を解除した場合において、受託者は委託者が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。
- 第3条 受託者は、前条に定めるもののほか、第1条の規定により委託者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、委託者に請求することはできない。

委託事業場とその概要

事 業 場		需 要 設 備					需 要 設 備 の 現 状 (参考) ^(注2)		年次点検 が可能な 曜日時間 等 ^(注1)
		非常用予備発電設備							
名 称	所 在 地	設 大 量 (kVA)	受 電 電 壓 (V)	發電機 定 格 容 量 (kVA)	發電機 定 格 電 壓 (V)	原動機 の種類	月 次 点 檢 の 頻 度	遠隔監 視装置 の有無	
京都市西部圧縮梱包施設	京都市西京区大枝沓掛町26番地	1,500	6,600				隔月 1回	無	

(注1) 記載無き場合は、平日、9:00－17:00で実施可能とする(詳細は、連絡責任者との協議によること)。

(注2) 「需要設備の現状(参考)」の欄は、仕様書作成時点での月次点検の頻度等について、参考のため記載しているものであり、契約期間における点検頻度を保証するものではない。また、遠隔監視装置は、同時点で、甲が保安管理業務委託についての契約を締結している者が、当該事業場において設置している装置であり、その者との契約が消失した場合、撤去されるものである。

定期的な点検、測定及び試験の実施基準

第1条（点検内容）

定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験は、乙に委託する月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検の四種点検とする。

- (1) 月次点検、年次点検、工事期間中の点検、測定及び試験の内容は保安規程（別添）による。
- (2) 乙は、巡視、点検及び試験を行うほか、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- (3) 臨時点検は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合等、点検が必要な設備について、必要な点検を行うこと。

第2条（点検周期）

月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検は、次の各号の周期により実施すること。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 月次点検 | 隔月 1回 |
| (2) 年次点検 | 毎年 1回 |
| (3) 工事期間中点検 | 毎週 1回以上 |
| (4) 臨時点検 | 必要なとき |

第3条（清掃）

年次点検の実施に伴い、保安の確保のために必要な清掃を実施すること。

保 安 規 程

事業場の名称	京都市西部圧縮梱包施設				
施設場所	京都府京都市西京区大枝沓掛町26番地				
統括責任者	京都市長 松井 孝治				
連絡責任者					
保安業務担当者					
需要設備	設備容量	1500	KVA		
	最大電力		KW		
	受電電圧	6600	V		
	受電用遮断器	VCB 7.2KV 600A			
	出力		KW		
	電圧		V		
	原動機の種類				
	台数		台		
発電設備	出力		KW		
	電圧		V		
	原動機の種類				
	常用・予備				
責任分界点	別紙に記載				
財産分界点	別紙に記載				
配電線路の有無	なし				
届け出年月日	記 事				
年 月 日					

第1章 総 則

【目的】

第 1 条 この規程は 京都市長(以下「設置者」という。)が設置する 京都市西部圧縮梱包施設 以下「当事業場」という。における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

【効 力】

第 2 条 当事業場の設置者及び従業者並びに_____ (以下、「電気保安法人」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定等】

第 3 条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第 4 条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気保安法人の意見を求めるものとする。

【保安管理業務の委託範囲】

第 5 条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下、「保安管理業務」という。)のうち、電気保安法人に委託する業務の範囲については、電気保安法人との契約によって定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

【保安管理業務の管理】

第 6 条

- 1 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務は 京都市長 松井 孝治(以下、「総括管理者」という)が総括管理するものとする。
- 2 電気保安法人との連絡並びに常時電気工作物の管理を担当し、保安のための巡回点検を行う者(以下、「連絡責任者」という。)及び連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 3 発電所を設置する場合には、運転の操作を行う者(以下、「運転責任者」という。)をあらかじめ定めておくものとする。
- 4 連絡責任者及び運転責任者と電気保安法人との連絡方法は、電気保安法人と協議してあらかじめ定めておくものとする。
- 5 前各項に変更が生じた場合は、直ちに電気保安法人へ連絡するものとする。

【設置者の義務】

- 第 7条 当事業場の電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実行しようとするときは、電気保安法人の意見を求めるものとする。
- 2 電気保安法人から指導、助言又は電気保安法人と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関するものには、電気保安法人と協議の上、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気保安法人を立ち合わせるものとする。

【従事者の義務】

- 第 8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気保安法人がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第3章 保安教育

【保安教育】

- 第 9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、電気保安法人の意見を求めて計画的に行うものとする。
- 2 前項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。
- 一 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- 二 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得え等保安思想の徹底に関する事項
- 三 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- 四 その他電気工作物の保安に関する必要な事項

【保安に関する訓練】

- 第 10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気保安法人の意見を求めて事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

【工事計画】

- 第 11条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替え及び廃止をいう)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、電気保安法人の意見を求めるものとする。
- 2 電気保安法人は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ総括管理者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

【工事の実施】

- 第 12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気保安法人の監督の下、工事期間中の点検及び竣工検査を受けるものとする。
- 2 電気保安法人は、工事期間中は別表の月次点検に定める外観点検を行うとともに、工事が完成したときには竣工検査を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うものとする。
 - 3 工事期間中の点検結果及び工事完了時の竣工検査結果について電気保安法人から報告を受け、その記録を確認するものとする。
 - 4 前項の点検結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には修理、改造等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
 - 5 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

【巡視、点検、測定】

- 第 13条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、別表に定める基準に従い実施するものとします。
- 2 電気保安法人は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその従業員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気保安法人としての観点からの点検も実施するものとする。
 - 3 巡視、点検又は測定の結果について電気保安法人から報告を受け、その記録を確認するものとする。
 - 4 前項の結果から技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
 - 5 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置(以下、「絶縁監視装置」という。)を設置している場合は、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミアンペア)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下、「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、電気保安法人が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

【使用前自己確認】

- 第 14条 法令に基づく使用前自己確認については、電気保安法人のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認するものとする。

【事故の再発防止】

- 第 15条 事故その他異常が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに電気保安法人に連絡をとるものとする。

- 2 連絡を受けた電気保安法人は現状を確認の上、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、適切な応急措置をとるとともに必要に応じて臨時点検を行うものとする。
- 3 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置については、電気保安法人の指示又は助言を受けて、原因究明及び再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

【運転又は操作等】

- 第 16条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、操作方法及び発電所を設置する場合には発電機の運転の操作順序、操作方法について、あらかじめ電気保安法人の意見を聞いて定めておくものとする。
- 2 連絡責任者は、事故その他の異常が発生した場合には、電気保安法人及びその他の関係先に迅速に連絡を行い、その指示又は助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。
 - 3 事故その他の異常が発生した場合の報告若しくは連絡事項、第1項の操作順序、操作方法等は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
 - 4 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

【発電所の長期間の運転停止】

- 第 17条 発電所を相当期間停止する場合は、次の各号により設備の保全を図るものとする。
- 一 原動機その他主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防塵、防錆、防湿対策を行う。
 - 二 燃料タンク、燃料配管等からの漏油の有無の点検を確実に行い、災害発生を未然に防止する。
 - 三 休止により相当期間運転停止する場合は、前項のほか、休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連系部分は分離するものとする。

【発電所の運転開始】

- 第 18条 発電所を相当期間停止の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行って保安の確保に万全を期すものとする。

第7章 災害対策

【防災体制】

- 第 19条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確

保するために、電気保安法人の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- 2 連絡責任者は、非常災害発生時において迅速に電気保安法人に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。
- 3 電気保安法人あるいは連絡責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。
- 4 発電所を設置する場合の運転責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに発電所の運転を停止できるものとし、系統連携については、関西電力株式会社との契約によるものとする。

第8章 記 錄

【記録等】

- 第 20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、設置者及び電気保安法人双方において3年間保存するものとする。
- 一 巡視点検測定記録(日常、定期、精密)
 - 二 電気事故記録
 - 三 補修工事記録
 - 四 受電日誌
- 2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
- 3 絶縁監視装置を設置している場合は、警報発生時の受信記録を電気保安法人に3年間保存させるものとする。
- 4 使用前自己確認の結果は、使用前自己確認を行った後5年間保存するものとする。

第9章 責任の分界

【責任の分界点】

- 第 21条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は電気事業者との需給に関する契約書によるものとする。

【需要設備の構内】

- 第 22条 当事業場の需要設備の構内は別図(需要設備の構内図)に示すとおりとする。

第10章 整備その他

【危険の表示】

第 23条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

【測定器具類の整備】

第 24条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

【図面、書類の整備】

第 25条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

【手続き書類等の整備】

第 26条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

1. この規程は、 年 月 日 から施行する。

別 表

点検、測定及び試験の基準等

項目 対象		隔月点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	
引 込 関 係	支持物等	損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断掘削、接地線の腐食・断線・外れ		1年	ハンドホール・マンホールの浸水、地盤沈下の影響	1年	接地抵抗測定
	電線、ケーブル	電線等の高さ・他物との離隔距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱など接続部の過熱による変色、損傷、腐食、汚損、コンパウンド油漏れ、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
	負荷開閉器	損傷、変形、腐食、開閉表示、操作紐の取付状態、異物付着、亀裂、汚損、接続箇所の過熱による変色、制御装置箱施錠確認、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接地線接続部のゆるみ 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器連動動作試験
	高圧キャビネット	損傷、腐食、変形、汚損、結露、施錠状態、異音、異臭、亀裂、接続箇所の過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 3年 1年	接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 開閉操作・表示確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器連動動作試験
高 压 受 電 設 備	零相変流器	異音、異臭、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
	断路器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年 1年 1年 1年	開閉操作確認 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	負荷開閉器	異音、異臭、過熱による変色、損傷、変形、汚損、腐食、亀裂、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 2年 1年 1年 1年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認	1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器連動動作試験

項目 対象	隔月点検		年次点検				
	点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定	
高 压 受 電 設 備	遮断器	異音、異臭、油量、ガス圧力、開閉表示、損傷、変形、汚損、亀裂、漏油、過熱による変色、腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年 3年 1年 1年 1年 6年	開閉操作確認 接触子の消耗度合いの確認 操作機構部動作状態の確認 接地線接続部のゆるみ 接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年 1年 1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護继電器動作特性試験 繼電器連動動作試験 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	計器用変成器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、溶断表示、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	高圧カットアウト	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、腐食、過熱による変色		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接触子の接触状態確認	1年	絶縁抵抗測定
	変圧器	異音、異臭、油量、過熱状態、損傷、変形、汚損、亀裂、腐食、接続箇所の過熱による変色、漏油、振動、付属装置の動作状態・取付状態、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示	低圧電路の漏洩電流測定	1年 1年 1年 1年 3年	吸湿防止剤の変色 接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ 付属装置各部の点検(機能及び状態) 内部確認	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	進相コンデンサー	異音、異臭、過熱状態、ふくらみ、損傷、汚損、亀裂、腐食、漏油、変色、接地線の腐食・断線・外れ、PCB使用・保管の表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 6年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油酸価試験、絶縁破壊電圧試験
	直列リアクトル	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
受・配電盤	避雷器	異音、異臭、損傷、汚損、亀裂、過熱による変色、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	高圧母線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色、支持物の損傷、汚損、亀裂、脱落		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
	指示計器等	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態	電圧、負荷電流測定	1年	端子部ゆるみ		
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
	低圧配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
接地装置	保護继電器	異音、異臭、損傷、汚損		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	保護继電器動作特性試験 保護继電器連動動作試験
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定

項目 対象	隔月点検		年次点検				
	点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定	
構造物等・配電設備	キューピクル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入口の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示					
	配電設備	電線等の高さ・他物との離隔距離、損傷、たるみ、端末処理部の損傷・亀裂・汚損、過熱による変色、支持物等の損傷、汚損、腐食、たるみ、ゆるみ、傾斜、腐朽、脱落、外れ、異物付着、腐食、亀裂、支持点間隔、敷設部の無断振削、接地線の腐食・断線・外れ	1年 1年	ハンドホールの浸水、地盤沈下の影響 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	
負荷設備	低圧機器	異音、異臭、指示状態、損傷、汚損、接地線の腐食・断線・外れ		1年	接続箇所のゆるみ	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	低压配線等	異音、異臭、損傷、汚損、過熱による変色		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
	接地装置	接地装置の損傷・汚損・腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定
蓄電池設備	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲		1年 1年 1年	耐酸塗料のはく離床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6ヶ月 1年 1年 1年	均等充電 電圧測定(セルごと) 比重測定 液温測定
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
非常用予備発電装置	原動機関係	損傷、汚損、変形、腐食、外れ、固定状態、油量、水量、油漏、漏水、管渠、始動空気圧、漏気、蓄電池電圧、	始動試験	1年	機関主要部分の分解、点検	1年 1年	保護継電器動作特性試験 保護継電器連動動作試験
	発電機関係	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態	始動試験	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年 1年 1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器動作特性試験 保護継電器連動動作試験 自動起動試験
	開閉器等	異音、異臭、過熱による変色、損傷、汚損、亀裂、腐食		1年	接続箇所のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定

対象	項目	隔月点検		年次点検			
		点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
非常用予備発電装置	蓄電池	損傷、汚損、変形、腐食、固定状態、液量、漏液、沈殿物、色相、極板・セパレータの湾曲		1年 1年 1年	耐酸塗料のはく離床面の腐食、損傷 接続箇所のゆるみ 触媒栓の有効期限	6ヶ月 1年 1年	均等充電 電圧測定(セルごと) 比重測定 液温測定
	充電装置等	異音、異臭、損傷、汚損、変形、腐食、指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年	絶縁抵抗測定
	接地装置	接地装置の損傷、汚損、腐食、接地線の腐食・断線・外れ		1年	端子部ゆるみ	1年	接地抵抗測定
	キューピタル、構造物等	損傷、変形、腐食、雨漏り、雨雪侵入、小動物侵入の有無、施錠状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備、整理・整頓、消火設備の状態、標識・表示		1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ		
太陽光発電設備	太陽電池アレイ	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 発錆 接地線接続部 その他必要事項	目視	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 発錆 接地線接続部 その他必要事項	1年 1年 1年 1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 発錆 接地線接続部 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 その他必要事項
	接続箱	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 接地線接続部 その他必要事項	目視 聴覚 臭覚	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 接地線接続部 その他必要事項	1年 1年 1年 1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 接地線接続部 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 その他必要事項
	パワーコンディショナー	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 過熱、発錆 計器の異常、表示 札表示灯の異常 接地線接続部 その他必要事項	目視 聴覚 臭覚	6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月 6ヶ月	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 過熱、発錆 計器の異常、表示 札表示灯の異常 接地線接続部 その他必要事項	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損 過熱、発錆 計器の異常、表示 札表示灯の異常 接地線接続部 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 系統連系保護 装置の特性試験 単独運転機能確認 その他必要事項

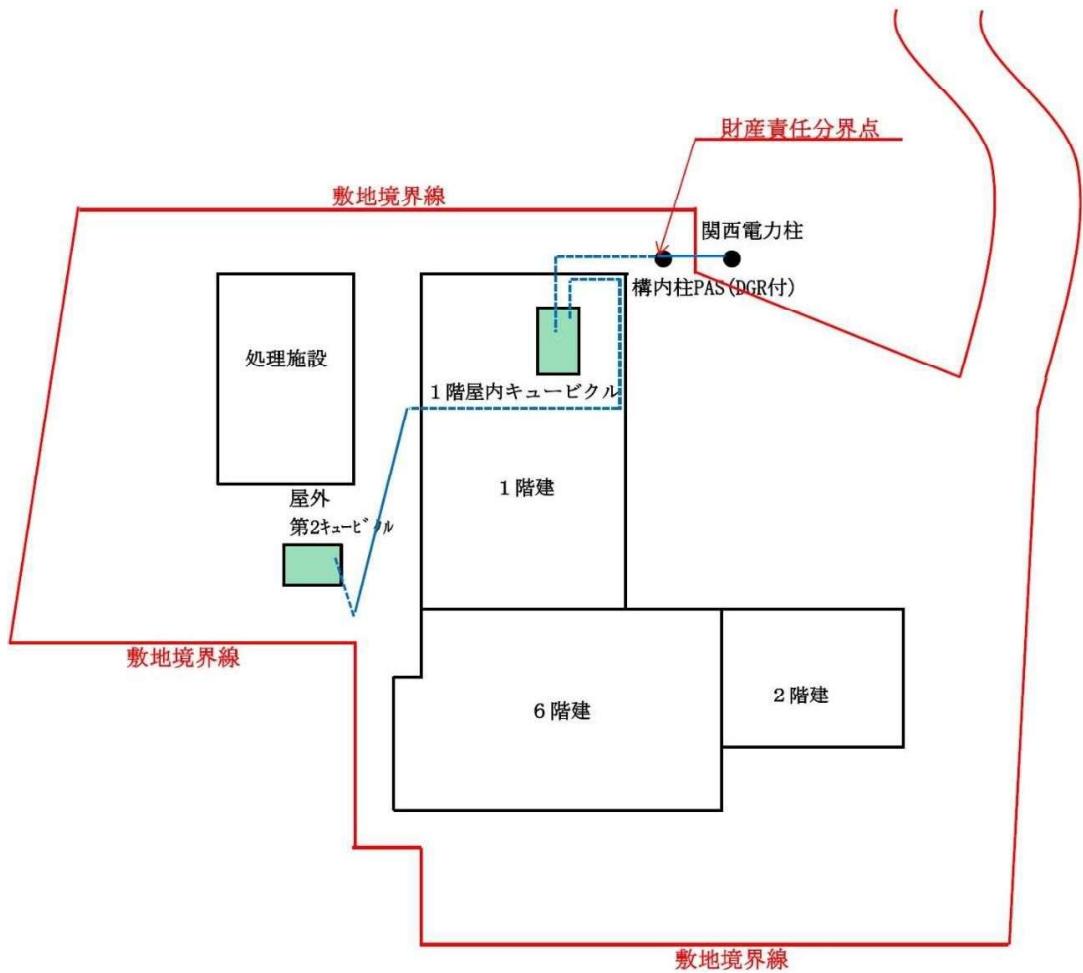
項目 対象	隔月点検		年次点検			
	点検箇所、ねらい	試験・測定	周期	点検箇所、ねらい	周期	試験・測定
P C B	変圧器、電力用コンデンサー、リクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等		1年	高濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有電気工作物の確認		
その他	絶縁監視装置	異音、異臭、損傷、汚損、表示状態、 IO 値と絶縁監視装置の漏れ電流値の誤差の確認	1年 1年	接続箇所のゆるみ 接地線接続部のゆるみ	1年 1年	絶縁監視装置動作試験 警報自動伝送試験

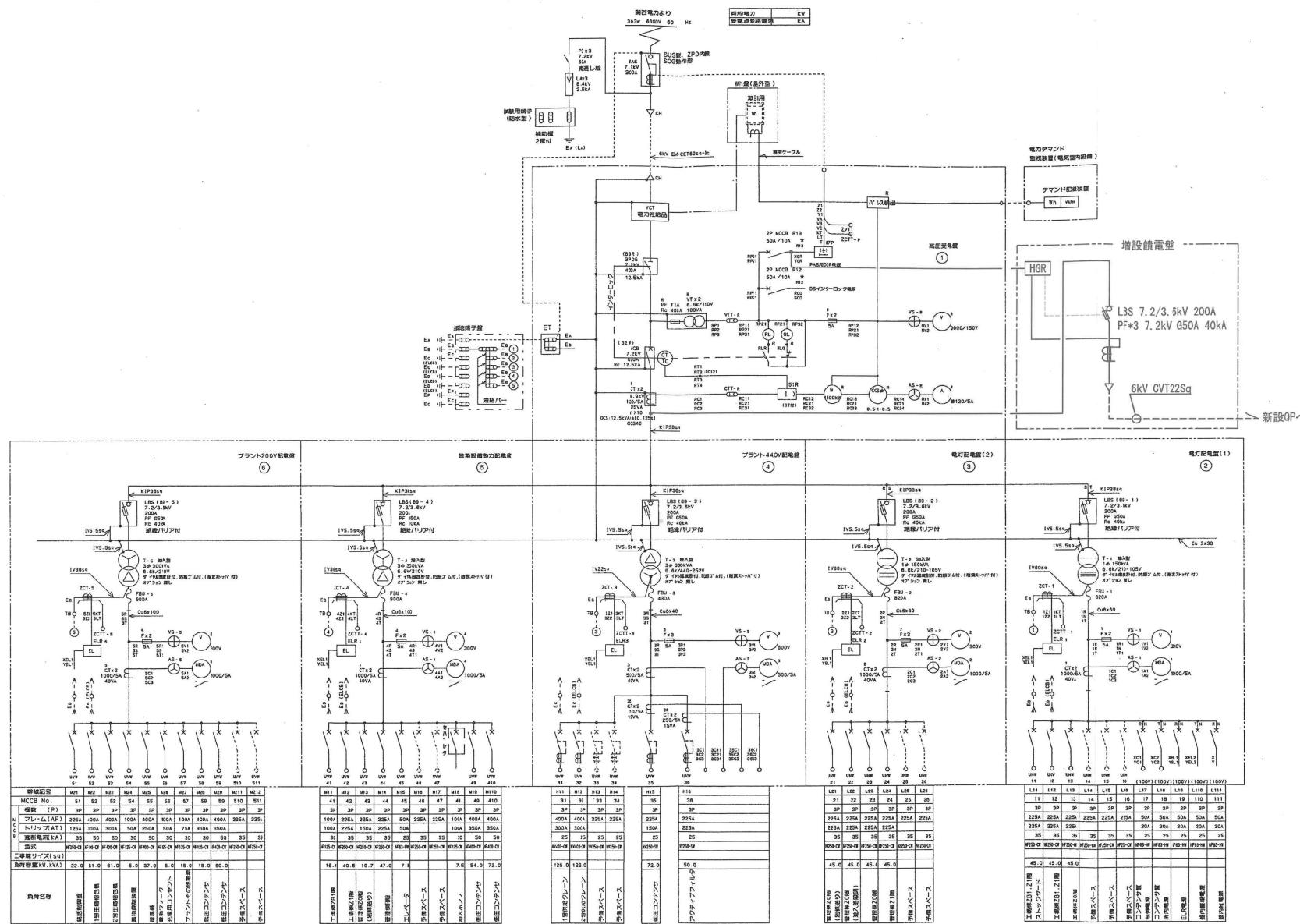
【備考】年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施します。

PCBについては、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認し、該当する場合は、使用及び廃止(予定)の届出状況の確認を行います。

構内図

事業場名称 : 京都市 京都市西部圧縮梱包施設
事業場住所 : 京都市西京区大枝沓掛町26番地





—
—

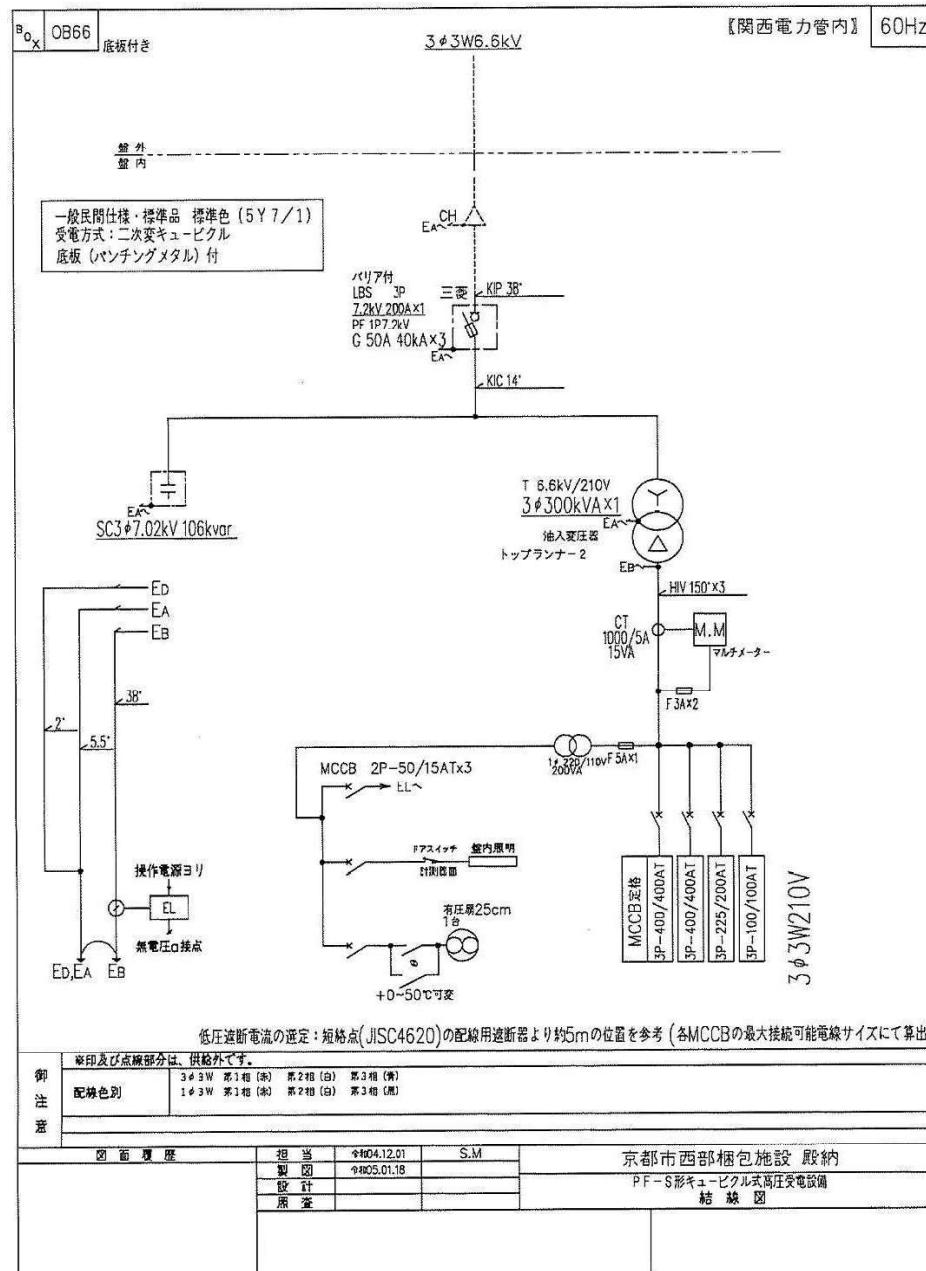
は、時限10分、手動復帰、警報復点付、報時計付とします。
報時計付は毎日1回(午前7時)鳴ります。

印のMCCBは本色ロックカバー付とします。
スリーベースは1次導体、フランジリード無しとし、

3スペースは1次導体、フランクフレート無しとします。

記事		設計・管理 施工	承認 施工	照査 面	作成 面	工事名称 面	京都市西部圧縮緑包施設 高圧変電設備設置工事	作成年月日 縦尺	版数 面番号	1.1 E-02
							既設受電キュービクル単線結線図			

屋外第2キューピクル



見積番号 R05A0089 製作番号

機器明細表

函体は底板付き
各扉はロット棒3点止め

PF-S形キューピクル式高圧受電設備

60Hz

機器名稱	記号	定格	型式	数量	備考
高圧交流負荷開閉器	LBS	7.2/3.6kV 50/60Hz 200A		1	F付, TC無, 手動, バリア付
電力ヒューズ	PF	7.2kV G 50A 40KA		3	
電力ヒューズ(予備)	PF	7.2kV G 50A 40KA		3	
高圧進相コンデンサ	SC	3#7.02kV 106kvar 60Hz		1	6%, 油入, 保護接点無
変圧器	T	3#300kVA 60Hz 6.6k/210V		1	油入, トップランナ-2
計器用変流器	CT	1.15kV 1000/5A 15VA		2	
マルチメータ	MM	A, DA, V, W, cosφ, Wh, var, varh		1	
配線用遮断器	MCCB	3P 100AF 100AT 35/18kA(@200/240V)		1	F-F
配線用遮断器	MCCB	3P 225AF 200AT 35/18kA(@200/240V)		1	F-F
配線用遮断器	MCCB	3P 400AF 400AT 50/25kA(@200/240V)		2	F-F
配線用遮断器	MCCB	2P 50AF 15AT 5kA(@110V)		3	110V用
漏電警報器	EL	AC 100/200V 整定値 200mA		1	
零相変流器	ZCT	AC 600V 100A 30°		1	貫通形
低圧ヒューズ	F	AC 250V 3A		2	
換気扇	FAN	AC100V 25cm 有圧		1	
FANフード		25cm用		1	
パックガード		25cm用		1	
サーモスタット		AC250V 0~50°C可変		一式	
ダクトランプ	DT	1φ 220/110V 200VA		1	
低圧ヒューズ	F	AC 250V 5A		1	
盤内照明		AC 100V		一式	
フック棒				1	
ハンドル		防水形 キーNo.200付		5	
リミットスイッチ	LS	AC125V 15A 1c		一式	

見積番号 R05A0089 製作番号 形式 OB66 形